

入店者募集要項

南丹市商工会

① 事業の目的

あなたの「いつか飲食店を持ちたい」を、今日から始めよう。

— 南丹市商工会が、あなたの最初の一步を全力で支えます —

南丹市商工会（以下「商工会」という。）は、南丹市ふれあい交流広場内に整備するコンテナ型飲食店チャレンジショップを活用し、創業予定者が実践的な店舗運営を経験できる機会を提供することにより、起業の誘発および創業後の円滑な事業実施を支援するとともに、中心市街地の賑わい創出および地域活性化を図ることを目的とします。

飲食店を開く夢はあるけれど、「リスクが怖い」「何から始めればいい？」と悩んでいませんか？ チャレンジショップなら、設備・店舗・伴走支援がすべて揃った環境で、**リスクを抑えながら本物の店舗経営を経験**できます。

本事業は単なる場所の提供ではありません。商工会が伴走し、「卒業後に自分の店で稼ぎ続けられる経営者」を育てるための戦略的投資の一環です。

② 施設概要

項目	内容
施設名称	南丹市ふれあい交流広場 チャレンジショップ（仮称）
所在地	南丹市園部町美園町（国道9号沿い）
施設形態	コンテナ型飲食店舗 2区画
面積	1区画 約4.5坪（約14.9㎡）
設備	IHコンロ・二槽シンク・冷凍冷蔵庫・手洗い設備・エアコン
共用設備	トイレ・駐車場（共用）
決済処理	スマートレジ導入予定 ※Wi-fi 環境あり
使用期間	1年以上 最長2年（新規の応募があれば更新なし）
入店者負担金	月額 33,000円（税込） ※電気・水道代は実費別途負担
施設管理	入店者管理 ※商工会囑託職員の巡回あり
保険	火災保険加入 ※商工会負担
運営支援	商工会による伴走支援・専門家派遣・イベント・SNS集客支援

【施設イメージ図】

●外観



●内観



※ 本図は東側立面図・平面図に基づくイメージです。実際の寸法・設備配置は設計図書によります。区画は変更となる場合があります。

③ 応募資格

以下の要件を満たす者とします。

- ・ 南丹市内に在住する者
- ・ 飲食業での創業を予定している者、または創業後3年未満の者
- ・ 他事業を経営しており、新たに飲食業を新設しようとする者
- ・ 現在飲食業を経営している者（ただし、現在の店舗と明確に異なる業態・コンセプトの新規出店に限る）
- ・ 南丹市商工会の会員事業者、または入店時までに入会する意思がある者
- ・ 食品衛生法に基づく食品営業許可を取得できる者（取得見込みを含む）
- ・ 商工会が実施する経営支援・セミナー等に積極的に参加できる者
- ・ イベント等の運営に協力できる者
- ・ 反社会的勢力に該当せず、これらと関係を有しない者

※ 現在飲食業を営んでいる者が応募する場合は、現在の店舗と異なる業態・コンセプトであることを事業計画書に明記してください。審査委員会が同一メニューの多店舗展開と判断した場合は応募資格外となります。

④ 応募書類

以下の書類を所定の期限までに提出してください。

No.	書類名	内容・備考	様式
①	入店申請書	所定様式に必要事項を記入	所定様式
②	事業計画書	コンセプト・メニュー・ターゲット・収支計画・将来展望等	所定様式
③	住民票（写し）	南丹市内在住の確認（3ヶ月以内発行）	写し
④	創業経歴書	飲食業に関する経験・スキル等	所定様式
⑤	収支計画書	月次の想定収入・支出・損益を記載	所定様式
⑥	食品衛生責任者証（写し）	取得済みの場合のみ提出。未取得は取得予定日を記入	写し

※ 応募書類は持参または郵送にてご提出ください（郵送の場合は締切日必着）。

※ 所定様式は南丹市商工会ホームページ（<https://nantan.kyoto-fsci.or.jp/>）からダウンロードしてください。

※ 事業計画書などの策定支援は中小企業診断士による無料支援が受けられます。ご希望の方は商工会までお問い合わせください。（注）作成の代行はいたしません。

【支援日時】 原則 月曜日・水曜日 10時～17時

⑤ 審査スケジュール（予定）

手続	日程・内容
募集開始	令和 8年 6月 17日（水）
応募締切	令和 8年 7月 17日（金） 午後5時必着
書類審査	応募締切後 約1週間以内 ※中小企業診断士を含む事務局が審査
プレゼン審査	令和 8年 7月下旬～8月上旬予定 ※書類審査通過者のみ参加する最終審査
審査結果通知	プレゼン審査後 約2週間以内
契約	結果通知から7日以内に入店契約締結 入店準備期間は別途通知
入店開始	令和 8年 10月～（予定）

⑥ 入店条件

入店者は以下の条件を遵守するものとします。

- ・ 商工会指定の経営支援プログラム（月1回以上）に参加すること
- ・ 商工会主催のイベントへの参加・協力（年3回以上）
- ・ 食品衛生法その他関係法令を遵守すること
- ・ 使用期間満了後は速やかに原状回復のうえ施設を返還すること
- ・ 食材・備品等の仕入れにあたっては、南丹市内事業者からの調達を積極的に行うこと
- ・ 入店期間中に得た経験・データを商工会の創業支援活動に活用することに同意すること

■ 営業日数・営業時間

- ・ 営業日数は協議のうえ決定する。
- ・ 営業時間は午前 11 時から午後 9 時（21 時）までの間で、入店者が自由に設定することができる。
- ・ 商工会が主催・共催するイベント開催日については、原則として出店に協力すること。

※ 営業日数・営業時間の設定は、入店時に提出する事業計画書に記載し、商工会と協議のうえ決定するものとします。

※ イベント時の出店内容（メニュー・時間等）については、商工会と事前に調整を行うものとします。

⑦ 禁止事項

入店者は以下の行為を行ってはなりません。

- ・ 施設・設備の改造・改変
- ・ 施設の転貸または使用权の第三者への譲渡
- ・ 飲食業以外の業種での営業
- ・ 騒音・悪臭等、近隣に迷惑を及ぼす行為
- ・ 商工会の承認なく施設外に看板・のぼり等を設置すること

⑧ 退店・解除

退店を希望する場合は、退店希望日の 2 ヶ月前までに書面で商工会へ通知するものとします。

商工会は以下の事由に該当する場合、入店契約を解除することができます。

- ・ 負担金の支払いが 2 ヶ月以上にわたって滞納した場合
- ・ 応募資格を偽って入店した場合
- ・ ⑦に定める禁止事項に違反した場合
- ・ 経営支援プログラムへの参加が著しく不足する場合

⑨ 審査基準

■ 審査基準表（100 点満点・合格ライン 70 点）

書類審査（50 点）＋プレゼンテーション審査（50 点）の 2 段階構成です。

評価項目	配点	評価基準（概要）
▶ 書類審査（50 点） 合格点：35 点以上（50 点の 70%）		
コンセプトの明確さ	15 点	ターゲット・メニュー・コンセプトの独自性・差別化
収支計画の妥当性	15 点	現実的かつ詳細な根拠のある収支計画
地域貢献・賑わい創出	10 点	地域活性化への具体的な貢献策・集客策

	卒業後の独立計画	10点	卒業後の独立・継続に向けた具体的な計画
▶ プレゼンテーション審査 (50点)		合格点：35点以上 (50点の70%)	
	資金計画・財務状況	15点	自己資金・融資計画の具体性と実現可能性
	事業への熱意・本気度	10点	具体的な準備状況・実行力が確認できるか
	飲食業の知識・経験・人員	10点	豊富な実務経験・資格・人員体制
	南丹市・地域への理解	5点	地域特性・ニーズを踏まえた差別化戦略の有無
	創業動機の明確さ	5点	強い動機・明確なビジョンが説得力をもって伝わるか
	商工会活動への参加意欲	5点	商工会活動・イベントへの積極的な参加意欲
合計		100点	合格ライン：70点以上 (書類・プレゼン各35点以上)

【問い合わせ・応募先】

担 当	南丹市商工会 担当者 中谷 中村 達富
住 所	〒629-0141 京都府南丹市八木町八木東久保 28-1
電 話	0771-42-5380
受付時間	平日 午前9時～午後5時 (土日祝日・年末年始を除く)

以 上